

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案要綱（抜粋）

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、寄附税制の拡充、金融・証券税制の改正、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることとし、次により所得税法等の一部を改正することとする。

十七 租税特別措置法の一部改正（第17条関係）

1 個人所得課税

(16) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を平成24年12月31日まで延長することとする。（租税特別措置法第41条の19の3関係）

① 高齢者等居住改修工事等に係る税額控除額の上限額（現行20万円）を平成23年分は20万円、平成24年分は15万円とする。

② 一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、税額控除額の計算上、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除する。

（注）上記②の改正は、公布の日以後に改修工事に係る契約を締結する場合について適用する。（附則第47条関係）

4 資産課税

(1) 次の制度について、その適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築（住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年3月15日までに終わるものに限る。）に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加することとする。（租税特別措置法第70条の2、第70条の3関係）

① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

② 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例措置

（注）上記の改正は、平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。（附則第78条関係）

(5) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長することとする。（租税特別措置法第72条の2、第73条、第75条関係）

(13) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長することとする。（租税特別措置法第91条関係）

平成23年度税制改正法案に係る法的手当て

平成23年度税制改正法案 (平成23年1月25日 国会提出)

税制抜本改革の一環をなす改正(附則104条第3項と方向性を共有)

個人所得税

- 給与所得控除の上乗設定
- 特定支出控除の見直し
- 成年扶養控除の縮減(低所得者・障害者等は存続)
- 短期勤務の役員退職金課税の見直し

法人課税

- 実効税率を5%引下げ(法人税率30%→25.5%)
- 課税ベースの拡大等
- 減価償却の見直し
- 一次損金繰越控除の見直し等
- 中小法人に対する軽減税率の引下げ(18%→15%)
- 中小企業関係租特の見直し

資産課税

- 相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し
- 贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大(孫)

消費課税

- 地球温暖化対策のための税の導入(石油石炭税の税率の上乗せ)

政策税制の拡充・納税者利便の向上・課税の適正化

- 雇用促進税制等政策税制の拡充
- 寄附金税制の拡充
- 納税者権利憲章の策定等国税通則法の抜本改正
- その他納税者利便の向上、課税の適正化等
- 年金所得者の申告不要制度の創設
- 航空機燃料税の税率引き下げ
- 租税罰則の見直し等

期限切れ租税特別措置の延長等

- <単純延長>**
 - 住宅用家屋の保存・移転登記の登録免許税の軽減
 - 農林漁業用A重油の石油石炭税の免税・還付等
- <拡充の上延長>**
 - 離島に係る航空機燃料税の税率軽減
 - 中小法人に対する税率軽減(本則22%→特例18%)等
- <縮減の上延長>**
 - 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
 - 公害防止用設備の特別償却
 - e-Taxによる申告の所得税額控除等

○ 現在国会で審議中の平成23年度税制改正法案(所得税法等の一部を改正する法律案)を修正し、存置する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案
(平成23年6月10日 修正)

○ 別途の新たな法律案として国会に提出

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案
(平成23年6月10日 国会提出)

※ 本年3月末期限となっている措置については、つなぎ法により6月末まで単純延長されている。